

## 旭川移住促進協議会サポート会員規約

### (目的)

第1条 旭川移住促進協議会（以下「協議会」という。）規約第12条に掲げるサポート会員について規定する。

### (活動)

第2条 サポート会員は、協議会規約第3条の各事業を効果的に進めるため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 協議会が実施する事業への参加や協賛、広告掲載のほか、サポート会員が保有するコンテンツ、人材等の提供
  - (2) その他協議会規約第3条に掲げる事業に資すること
- 2 前項に掲げる活動の実施に際し、事前に協議会の了承を得た上、サポート会員自らの人材や顧客の獲得、又は商品やサービスの販売促進等に資する活動を行うことができる。

### (登録の申込)

第3条 サポート会員の登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、旭川移住促進協議会事務局（以下「事務局」という。）へ登録申込書（様式第1号）を提出する。

- 2 登録希望者は、登録の申込にあたり、次に掲げる事項に同意しなければならない。
- (1) 事務局がサポート会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人情報をも名簿に登録すること
  - (2) 運営上必要な場合に限り、事務局が前号の情報を利用すること
- 3 次に掲げる事由に該当する場合は、登録を承認しない。
- (1) 登録希望者が前項の条件を承認しないとき
  - (2) 登録申込書に虚偽の内容があったとき
  - (3) 登録希望者が暴力団員若しくは暴力団と関係性が認められる者であるとき
  - (4) 登録希望者が宗教団体若しくは政治活動への勧誘、違法な販売行為を行うとき
  - (5) 登録希望者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条の規定に該当する事業者であるとき
  - (6) 公序良俗に反する等登録を承認しない正当な理由があるとき
- 4 第1項の登録申込書を受理したときは速やかに審査を行い、適正と認める場合は、当該登録希望者に対して、会員証（様式第2号）を発行する。
- 5 会員証は、他人への転売、貸与又は譲渡をしてはならない。

### (入会金及び会費等)

第4条 サポート会員の登録に際して、入会金及び会費等は発生しないものとする。

### (登録の変更及び解除)

第5条 サポート会員は、登録した事項に変更があった場合、又は解除をする場合は、変更（解除）届（様式第3号）にて、速やかに登録の変更若しくは解除の手続を行うもの

とする。

(禁止行為)

第6条 サポート会員は、第2条に掲げる活動に際しては、次の行為を行ってはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは協議会の著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害する恐れのある行為
- (2) 他のサポート会員、第三者若しくは協議会を誹謗中傷する行為又は協議会の運営を妨げる行為
- (3) 事実と反する情報又は公序良俗に反し、若しくはその恐れのある情報を他の会員若しくは第三者に提供する行為
- (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5) 協議会の承諾を受けずに行う協議会が保有又は発信する情報を用いた営利を目的とする行為
- (6) その他、法令等に違反する行為又はその恐れのある行為

(登録の取消)

第7条 協議会は、サポート会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第3項の各号及び第6条の各号に該当するとき
- (2) その他協議会が適当でないと認めるとき

(損害賠償)

第8条 協議会は、その運営に関して生じたサポート会員の損害、サポート会員同士又はサポート会員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに対し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとする。

(規約の変更)

第9条 協議会は、本規約を変更した場合は、速やかにサポート会員へ周知する。

(個人情報)

第10条 協議会が取得するサポート会員の個人情報については、旭川市個人情報保護条例を準用し、適切に管理、運用する。

附 則

この規約は、令和元年7月22日から施行する。